

行財政改革 元年の取組の 数値目標

行財政改革元年の取組を
着実に推進するとともに、
計画的に経常収支比率（平
成19年度は102.1割）
を縮減していくため、目標

年度における数値目標を定
めました。
経常収支比率
短期的な目標（平成23年
度） 99割
長期的な目標（平成30年
度） 90割

市では、行政改革推進プ
ランに基づく改革を推進す
るため、平成18年度から、
市長を本部長とする「あき
る野市行政改革推進本部」
を設置し、推進に係る重要
事項の審議を行っています。
今後の推進本部の取り組
みについては、さらなる行

推進体制

行政改革推進本部

市民とともに行政改革の
着実な推進を図るため、識
見者、市民、各種団体の代
表の14人で構成する「あき
る野市行政改革推進市民会
議」を平成20年12月に設置

行政改革推進 市民会議

市民とともに行政改革の
着実な推進を図るため、識
見者、市民、各種団体の代
表の14人で構成する「あき
る野市行政改革推進市民会
議」を平成20年12月に設置



市民会議委員に委嘱書を手渡しました

しました。
この市民会議の役割とし
ては、市が取り組んでいる
行政改革の成果を検証する
とともに、新たな行政改革
の取り組みを提言していた
できます。

問合せ 企画政策課

「行政改革元年」に
おける行政改革の取組
や、市民会議での審議の
様子などは、市ホームページ
と市役所4階情報公
開コーナーでご覧になれ
ます。

市・都民税の申告と 所得税の確定・還付申告

問合せ

市・都民税：課税課市民税係
（直通558・1682）
所得税：青梅税務署
（0428・22・3185）



平成21年度の市・都民税
の申告（平成20年中の収入
など）の受付を行います。
また、平成20年分の所得税
の確定申告と還付申告の受
付も行います。年金受給者
で、公的年金受給額が一定
額（年齢65歳未満の方は1
08万円、年齢65歳以上の
方は158万円）を超える
方や源泉徴収（振り込み時
に所得税を天引き）されて
いる方は、確定申告が必要

です。

なお、国民年金の保険料
および国民年金基金の掛金
の控除を受ける方は、証明
書の添付が必要です。
土地・家屋、株式などの
譲渡所得、青色申告、農
業・営業などの所得、消
費税、相続税、贈与税は、
青梅税務署へ申告してく
ださい。

場所・期間
市役所：2月2日（月）～3
月16日（土）土曜・日曜日
祝日、2月4日（水）から6
日（金）までを除く
五日市出張所：2月2日
（月）～10日（火）、3月2日（月）
～6日（土）土曜・日曜日
祝日を除く
受付日に注意してください

住宅借入金等 特別控除を 初めて申告する方

住宅ローンなどを利用し
てマイホームを新築、購入
増改築などした方で、住宅
借入金等特別控除を初めて
申告される方は、青梅税務
署へ申告するか、青梅税務
署の確定申告出張相談日を
利用してください。

医療費控除を申告する方

本人や生計を同じにする
配偶者、その他の親族のた
めに平成20年中（平成20年
1月1日～12月31日）に実
際に支払った医療費が一定
金額以上ある方は、医療費
控除として所得から差し引
かれる金額の対象となりま

す。未払いとなっている医
療費は、実際に支払った年
の控除対象となります。

住宅ローン控除額を
引ききれなかった方
所得税から住宅ローン控
除（住宅借入金等特別控
除）額を引ききれなかった
方（平成11年から18年末ま
での入居の方）が市・都民
税から控除を受けるための
申告書を課税課市民税係窓
口で配付しています。

青梅税務署員の 確定申告出張相談

給与・年金・事業所得の
方を対象に確定申告書作成
のアドバイスと申告書の受
付を行います（譲渡所得、
贈与税の相談はできません）。
場所・期間
五日市出張所：2月3日
（火）
中央公民館：2月4日（水）

「6日（金） 午前9時～11
時、午後1時～3時」
相談時間 午前9時30分
～正午、午後1時～3時
30分
混雑状況で、受付を早め
に締め切ることがありま
す。

青梅税務署からのお知らせ
税理士会の無料申告相談
場所：市役所
期間：2月16日（月）～19日
（木）土曜・日曜日を除く
受付時間：午前9時～10
時30分、午後1時～3時
対象：給与・年金所得の
方、小規模納税の方
譲渡所得、贈与税の相談
はできません。
日曜日に確定申告を受け
付けます
場所：青梅税務署
期日：2月22日（日）、3月
1日（日）
内容：所得税、贈与税、
個人消費税の確定申告書
作成のアドバイスと申告
書を受け付けます。

当日は、混雑が予想され
ますので、あらかじめご
了承ください（この2日
間以外の土曜・日曜日は
業務を行っていません）。
申告と納税の期限
所得税・贈与税：3月16
日（月）まで
消費税・地方消費税：3
月31日（火）まで
振替納税をお勧めします
「申告所得税」「消費税、
地方消費税」は、金融機
関や税務署の窓口での納
付以外に、金融機関の預
貯金口座から納税できる
振替納税が利用できます。
詳しくは、税務署管理部
門に問い合わせてください
い。

にせ税理士に注意 納税
者の依頼による税務代理
業務書類の作成、税務相
談などの業務は税理士法
で税理士資格のない人は
できません。税務書類の
作成の依頼は正規の「税
理士」に依頼しましょう。
問合せ 青梅税務署（
0428・22・318
5）

市長コラム

No13

凍り付くような冷たい空
気の下で、細い枝に乗って
いる幾粒もの梅のつぼみの
赤味がかった膨らみから、
白い花弁が覗いています。
もつとく「パン」と割れて、
芳ばしい春の香りを届けて
くれそうです。
さて、節分を目の前にし
て、そろそろ新年会も終わ
るかと思いを切り替える時
節となりました。現在、新
年度の予算編成期にありま
すが、その前に最後の補正
予算もあります。これには
国からの緊急対策事業の予
算が市町村に歳入として下
りてきます。皆さんご承知
の、例の定額給付金や緊急
地域活性化対策事業などで、
1月13日に衆議院を通過し
た補正予算にあります。事
業は市町村が執行すること
になりますので、家計の直
接支援と不況脱却の主旨に
添って準備に入ります。

あきる野市長
白井 孝

教育・子ども相談

教育相談（予約制）
相談日 月曜日～金曜日
時間 午前9時～正午、午後1時～5時
相談場所・問合せ
教育相談所（558-6444）
教育相談所五日市分室（596-6460）
適応指導教室（550-6527）
子ども家庭相談（予約制）
相談日 平日午前中
相談場所 各児童館
子ども家庭支援センター総合相談（随時）
相談日 月曜～金曜日
時間 午前8時30分～正午、午後1時～
5時15分
相談場所・問合せ 子ども家庭支援セン
ター（550-3313）
子育て相談（予約制）
相談日 月曜～金曜日
時間 午前10時～午後5時
相談場所 東秋留保育園、屋城保育園、
神明保育園、すぎの子保育園